

公認会計士法改正に関連する協会制度変更要綱案（公開草案）

1. 経緯

近年の経済環境の変化や、公認会計士が担う役割の広がりや働き方の多様化を受け、将来の会計監査の信頼性の確保に向けて具体的な方策を検討するため、2021年9月に「会計監査の在り方に関する懇談会」が金融庁に設置され、同年11月12日付けで同懇談会が『「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」論点整理』（以下「論点整理」という。）を公表した。これを受け、同年11月に公認会計士制度の改善が必要な事項を検討するよう金融担当大臣から金融審議会に諮問が発出され、論点整理で示された事項のうち制度改正が必要な事項について同審議会の公認会計士制度部会において議論が開始された。その結果、2022年1月4日付けで公表された『金融審議会「公認会計士制度部会」報告』（以下「公認会計士制度部会報告」という。）において以下の7つの論点に関して制度改正の方向性が示された。

【資本市場の信頼性の確保のための方策】

- ・ 上場会社監査事務所登録制度の法定化
- ・ 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

【公認会計士の能力発揮・能力向上に向けた環境整備】

- ・ 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の緩和
- ・ 企業等に勤務している公認会計士の登録事項の整備
- ・ 資格要件に関する実務経験期間の伸長
- ・ 継続的専門研修の受講状況が不相当な者等の登録抹消規定の整備
- ・ 協会の会則記載事項として会計教育活動の位置付けの追加

これをもとに公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案が2022年3月1日に閣議決定され、国会審議を経て改正公認会計士法が同年5月11日に成立し、5月18日に公布された。なお、改正法に関連する政令及び内閣府令の改正に関しては、10月21日にパブリックコメントに付されている。

2. 提案の趣旨

当協会は、法改正が行われた7つの項目のうち、当協会の会則等を変更する必要があるものについて、2022年8月に公認会計士法改正対応プロジェクトチームを設置し検討してきた。今般、制度変更の方向性について以下を取りまとめたことから、公開草案として意見を募集することとした。

- ・ 上場会社等監査人登録制度に係る制度変更
- ・ 登録制度に係る制度変更
- ・ 会計教育に係る制度変更

3. 適用

2022年改正公認会計士法は、公布の日（2022年5月18日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。変更規定は、経過措置を含め法令の施行に従う。

上場会社等監査人登録制度に係る制度変更

目次

1. 法改正の背景.....	- 3 -
2. 新制度の主なポイント.....	- 3 -
(1) 上場会社等監査人名簿への登録又は登録の取消しを審議する会議体の設置.....	- 3 -
(2) 名簿の法定化に伴う、自主規制上の各種名簿（上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト）の廃止.....	- 5 -
(3) 上場会社等監査人名簿への登録の審査.....	- 5 -
(4) 登録上場会社等監査人の義務.....	- 6 -
(5) 登録上場会社等監査人の情報開示.....	- 7 -
(6) 登録の取消し.....	- 9 -
(7) 「名簿再登録制限者制度」の廃止.....	- 11 -
(8) 審査申立ての対象からの除外.....	- 12 -
(9) 自主規制モニター会議との関係性.....	- 12 -
3. 新制度の適用に当たって：法令上の経過措置を受ける場合の方法.....	- 12 -

1. 法改正の背景

会計監査の在り方に関する懇談会及び金融審議会公認会計士制度部会において、会計監査の信頼性確保のため、上場会社監査を担う監査事務所の規律の在り方について議論が行われてきた。この議論を踏まえ、上場会社監査事務所登録制度については、公認会計士法に定める制度とする方向性が示されるとともに、当協会の知見・ノウハウを最大限有効に活用できる制度的枠組みとすることとされた。これにより、2007年から当協会の自主規制として運営されてきた上場会社監査事務所登録制度は、法律上の制度として位置付け直されることとなるため、当協会が運営する制度の一部については、法規制の枠組みを前提とした上で、改めて検討を行うことが必要となった。

2. 新制度の主なポイント

(1) 上場会社等監査人名簿への登録又は登録の取消しを審議する会議体の設置

上場会社監査事務所登録制度（現行制度）は、その導入当初から、品質管理レビュー制度と一体的に運営がなされている。このため、現行制度では、上場会社監査事務所等の登録に関する事項について、審査、決定その他取扱いを行うことは、品質管理委員会及び品質管理委員会の下に設置されている上場会社監査事務所部会の職務として定められている（会則第80条第2項第3号及び第4号、会則第84条第2項）。

今般の法改正の趣旨を実現するに当たり、上場会社等監査人名簿への登録の審査、登録の取消しの判断については、これまで自主規制における取組を踏まえつつ、更なる透明性、客観性の確保が求められる。

現在の品質管理委員会の委員の過半数は、協会の役員（監事を除く。）から充てられることとされている¹が、法改正の趣旨として、上場会社の監査を行う監査事務所に対し、より高い規律付けが求められており²、かつ、審査に当たっては透明性、客観性の更なる確保が必要になることを踏まえ、上場会社の監査を担う監査事務所の在り方等について相当の見識を有し、かつ、審査対象者に対する客観性を確保する者により構成された会議体において、新制度を所掌することが望ましいと考えられる。

そこで、改正法に基づく新制度を運用するに当たっては、更なる透明性及び客観性を確保すべく、会則上の機関として、新たに「上場会社等監査人登録審査会」を設置し、品質管理委員会及び上場会社監査事務所部会の職務のうち、上場会社等監査人名簿への登録その他の取扱いに関しては、この「上場会社等監査人登録審査会」が担う体制に改めることとする。これにより、新制度では、品質管理レビューの実施及び審査は品質管理委員会が行い、上場会社等監査人名簿への登録／登録の取消しの判断は上場会社等監査人登録審査会が行う体制となる。

上場会社等監査人登録審査会の職務、組織及び職務の遂行に当たり必要となる他の機関との連携の枠組みは、次の①から③までに掲げるとおりとする。

¹ 会則第81条第5項。なお、品質管理委員会の委員の定員（7人以上11人以内）のうち、会員外の学識経験を有する者からの委嘱は3人である。

² 公認会計士制度部会報告 p. 4

① 上場会社等監査人登録審査会の職務

現行制度における品質管理委員会及び上場会社監査事務所部会の職務を継承し、以下を行うこととする。

ア. 上場会社等監査人名簿への登録申請における登録の可否の判断

イ. 登録上場会社等監査人（改正法第 34 条の 34 の 8 第 1 項に規定する上場会社等監査人名簿への登録を受けた公認会計士又は監査法人をいう。）の登録の取消しの審査

ウ. その他上記に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に当たり必要な事項

② 上場会社等監査人登録審査会の組織

上場会社等監査人登録審査会の審査会長は、当協会会長をもって充てることとし、その構成員は、上場会社の監査を担う監査事務所の在り方等について相当の見識を有する者から選任することを前提としつつ、上場会社等の監査に関する監査事務所の権利について決定を行う重要性に鑑み、客観性を確保する目的から、会員外の構成員の比率が会員の比率よりも高くなる構成とする。

③ 上場会社等監査人登録審査会と他の機関等との連携

改正法第 34 条の 34 の 6 第 1 項第 5 号では、「上場会社等の財務書類に係る第 2 条第 1 項の業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の当該業務を公正かつ的確に遂行するための体制として内閣府令で定めるもの」の整備が行われていないときには、当協会は、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者の登録を拒否し、又は登録上場会社等監査人の登録の取消し³を判断することになる。

ここで、内閣府令（公認会計士法施行規則。以下「施行規則」という。）では、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、人的体制、品質管理体制の整備が求められている⁴。

登録の拒否又は登録の取消しの判断に当たっては、現行制度と同様に、品質管理レビューの実施結果等の事実を適切に踏まえて行うことが重要である。そこで、上場会社等監査人登録審査会が、当協会内の他の機関と連携できるようにするための枠組みを設けることとする。

また、上場会社等監査人登録審査会が、登録に関する審議を適切に遂行できるようにするためには、登録の取消し事由に抵触する可能性がある事実を、適切に情報連携するための体制が必要となる。この点に関しては、事務局において、情報集約と審査開始のためのプロセスを整理することをもって対応するほか、上場会社等監査人登録審査会は、審査を行うに当たり、必要と認めた場合には、登録上場会社等監査人に対して質問、関係資料の提出の要求又は調査を行うことができるよう、規定を設けることとする。

³ 改正法第 34 条の 34 の 9 第 1 項第 1 号。登録上場会社等監査人が、改正法第 34 条第 34 の 6 第 1 項各号（第 1 号を除く。）に定める登録の拒否要件に該当した場合、当協会は、当該上場会社等監査人の登録を取り消すことができるとされている。

⁴ 施行規則第 87 条

(2) 名簿の法定化に伴う、自主規制上の各種名簿（上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト）の廃止

現行制度において、当協会は、上場会社監査事務所名簿のほか、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、開示を行ってきた。

改正法に基づく新制度では、名簿についても法定化されることとなり（上場会社等監査人名簿⁵⁾）、当協会として、独自に名簿を設けることは適切ではなくなった。このことを踏まえ、自主規制として備えていた上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストは廃止することとする。また、これに伴い、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録の申請及び登録の審査に係る制度も併せて廃止する。

ただし、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストにおいて開示を行ってきた各種の項目（品質管理レビューの実施状況、登録を取り消された場合における、その旨及びその理由等）については、名簿利用者への情報提供という観点から公益に適うものであると考えられるため、当協会のウェブサイトにおける開示事項として整理し、引き続き開示を行うこととする。

(3) 上場会社等監査人名簿への登録の審査

上場会社等監査人名簿への登録の審査は、改正法令において定められた要件に基づき行われる。審査に当たり、当協会は、法令上の要件への該当性を判断する。

このことを踏まえ、上場会社等監査人登録審査会は、上場会社等監査人名簿への新規の登録を希望する者が、登録拒否事由に該当していないかどうかを確認する。このうち、改正法第 34 条の 34 の 6 第 1 項第 5 号の確認に当たっては、「適格性の確認のためのレビュー」を行い、判断することとする。

「適格性の確認のためのレビュー」とは、改正法第 34 条の 34 の 6 第 1 項第 5 号の上場会社等の監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制を確認することを目的としたレビューであり、会則第 77 条第 2 項に定める品質管理レビューの一部を構成するものとして整理する。上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者が、適格性の確認のためのレビューを正当な理由なく拒否した場合のほか、適格性の確認のためのレビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、辞退勧告⁶⁾の措置が講じられた場合には、「上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制」（改正法第 34 条の 34 の 6 第 1 項第 5 号及び施行規則第 87 条第 2 号）が整備されておらず、登録拒否事由に該当するものとして、上場会社等監査人名簿への登録を拒否する。

なお、適格性の確認のためのレビューの具体化に当たっては、品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続等の改正により対応する。

⁵⁾ 改正法第 34 条 34 の 2

⁶⁾ 会則第 78 条第 3 号に定める「監査業務の全部又は一部の辞退勧告」を指す。以下本資料において同じ。

(4) 登録上場会社等監査人の義務

登録上場会社等監査人は、以下の義務を負うこととする。

① 上場会社等の監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備の確認のため、品質管理レビューを受けること

登録上場会社等監査人は、監査業務の実施状況に応じ、定期的に品質管理レビューを受けなければならないこととする。

監査業務の実施状況、受けなければならない品質管理レビューの種別、品質管理レビューの実施頻度は、原則として、以下のとおりとする（下線は新設）。

監査業務の実施状況	品質管理レビューの種別	実施頻度
上場会社等の監査証明業務を行っている場合	通常レビュー ⁷	原則として、3年に一度 ⁸
上場会社等以外の監査証明業務のうち、通常レビュー対象業務を行っている場合		
<u>上記のいずれにも該当しない場合（例えば、監査証明業務を一切行っていない場合）</u>	適格性の確認のためのレビュー	<u>上場会社等監査人登録審査会が必要と認めた時点</u>

なお、登録上場会社等監査人が、法令の定めに基づき登録抹消（公認会計士の場合）又は解散（監査法人の場合）し、上場会社等監査人名簿からの登録が抹消された場合であっても、登録上場会社等監査人であった期間において上場会社等の監査業務を行っていたときには、品質管理レビューを受ける義務が生じるものとする。

② 登録上場会社等監査人として、当協会のウェブサイトにおいて情報開示が行われることを受け入れること

登録上場会社等監査人が行わなければならない情報開示は、改正法令において、登録上場会社等監査人として体制整備が義務付けられている事項に関する情報開示と、自主規制として当協会のウェブサイトを通じて行わなければならない追加的情報開示の2種類の枠組みとして整理する。なお、前者に基づく情報開示についても、開示される情報の内容が公益に資するものであることを踏まえ、登録上場会社等監査人の情報開示の状況を集約の上、当協会のウェブサイトにおいて、一元的に開示を行う。

⁷ 通常レビュー以外に、会則第77条第2項第2号に定める「特別レビュー」がある。特別レビューは、通常レビューを行っているか否かにかかわらず、品質管理委員会が必要と認めた場合に、監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認するためのレビューである。

新制度では、通常レビューを受けていない監査人が上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする場合には、適格性の確認のためのレビューを受けることになる。

⁸ ここでは、会則第77条第5項後段に定める通常レビューの原則的頻度（通常レビューは、前回通常レビューを実施した日から起算して5年を経過する日までに、3年ごとを目途に実施するものとする。）に従うことを指す。

当協会のウェブサイトを通じて行われる情報開示は、下表のとおり整理される。

ウェブサイトにおける開示項目	開示の根拠	開示の方法	違反した場合
法令に定めのある体制整備義務を踏まえ公表しなければならない事項 ⁹	法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録上場会社等監査人は、法令等の定めに基づき、体制整備義務に係る情報を公表する。 ・ 情報の公表状況は、当協会のウェブサイトにおいて集約・一覧化して開示する。¹⁰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録上場会社等監査人が、体制整備義務に係る公表又は公衆縦覧を行っていないことが確認された場合は、登録の取消しの対象となる。 ・ 当協会のウェブサイトへの情報開示を行わない場合には、自主規制に定めるルールに抵触している旨を開示する。
当協会の自主規制において開示が求められる事項	自主規制	登録上場会社等監査人から情報提供を求め、当該情報をウェブサイト上に開示する。	自主規制に定めるルールに抵触している旨の開示

(5) 登録上場会社等監査人の情報開示

(4)②に基づき、登録上場会社等監査人の情報が当協会のウェブサイトにおいて開示される。

開示事項については、原則として現行制度を継承するが、開示の取扱い及びその内容に係る一部の事項については、新制度を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

① 「品質管理システム概要書」の廃止

現行制度において、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿（以下「上場会社監査事務所名簿等」という。）に登録されている監査事務所は、「品質管理システム概要書」の記載及び提出と、提出された「品質管理システム概要書」が、上場会社監査事務所名簿等において開

⁹ 登録上場会社等監査人は、施行規則第93条、第95条及び第96条の規定に基づき、各規定に定めのある事項について、公表する体制を整備しなければならない。

¹⁰ 例えば、施行規則第95条に基づく体制整備義務の場合、登録上場会社等監査人は、当該規定に基づき、自己のウェブサイト等を通じて公表を行うことが考えられる。また、自主規制上の義務として、当協会のウェブサイトにおいて、公表元のリンク先が開示されることが想定される。自己のウェブサイト等を通じて公表が行われていない事実が確認された場合には、法令に定める義務に抵触するものとして、登録の取消しの対象となる。当協会のウェブサイトにおいて開示をしない場合には、自主規制上の義務に違反するものとして、違反の旨が、当協会のウェブサイトにおいて開示される。

なお、施行規則第95条に係る公表については、当協会において、一定のガイダンスを定めることを予定している。

示されることを受け入れることが求められている¹¹。また、当該開示は、監査事務所の品質管理システムについて、変更があった都度行うことが求められている¹²。「品質管理システム概要書」において記載しなければならない事項は、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会。2021年11月16日改訂）に準拠しており¹³、現行制度では、国際監査・保証基準審議会（IAASB）において策定された国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」（以下「ISQC1¹⁴」という。）に依拠している。

今回の法改正に先立ち、ISQC1はISQM1¹⁵として見直され、それに伴い、我が国の「監査に関する品質管理基準」についても改訂が行われている。これらの動向を踏まえ、今般の法改正においても、登録上場会社等監査人に対しては、「業務の品質の管理の状況等に関する評価の結果及びその理由」等を、業務及び財産の状況に関する説明書類（以下「説明書類」という。）において開示を行うことが義務付けられる¹⁶。

このように、監査事務所の品質管理システムの概要と、それについての自己評価の結果等の記載及び公表は、説明書類において完結することとなる。このことを踏まえ、情報開示の効率化のため、品質管理システム概要書については廃止し、説明書類の開示に一本化する。

なお、登録上場会社等監査人として、品質管理システムの概要として必ず記載しなければならない事項については、当協会において、一定のガイダンス¹⁷を定める予定である。

② 定期報告・変更報告の届出の厳格化：監理区分の新設

現行制度において、全ての監査事務所は、会計年度終了後3か月以内に定期報告を、開示事項に変更があった場合¹⁸には、所定の期間内に変更報告を届け出る必要がある¹⁹。

今般の見直しにより、期限内に提出が行われなかった場合や、開示事項のうち、法令において、登録上場会社等監査人として整備しなければならない体制に係る公表を当協会のウェブサイトにおいて行っていない場合には、登録上場会社等監査人に関する情報提供を充実させ

¹¹ 上場会社監査事務所登録細則（2020年6月5日最終変更。以下本項において「上場細則」という。）第6条第1項第2号及び第3項、第8条並びに第16条

¹² 上場細則第19条第4項

¹³ このほか、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業（非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。）の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載についても、記載を求めている。

¹⁴ International Standard on Quality Control 1 の略称

¹⁵ International Standard on Quality Management 1 の略称

¹⁶ 施行規則第39条第1号ホ(3)

¹⁷ 2007年の公認会計士法の改正を踏まえ、当協会は2008年に、研究報告「公認会計士及び監査法人の説明書類に係るひな型」を公表した。今般の法改正に伴い、当該研究報告を改正することが考えられる。

¹⁸ なお、改正法第34条の34の8第1項の規定のとおり、登録上場会社等監査人は、登録を受けた事項に変更を生じた時は、直ちに変更の登録を申請しなければならないこととされている。当該申請を怠った場合には、改正法第34条の34の9第1項第3号の規定に基づき、登録の取消しの対象となり得る。

¹⁹ 上場細則第18条及び第19条

る観点から、当該登録上場会社等監査人を監理区分に指定し、当協会のウェブサイト上で、上場会社等監査人としての義務に抵触している旨を開示することができることとする。

③ 懲戒処分等の理由の開示

現行制度では、金融庁による行政処分、又は当協会による懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）が行われた場合であって、その量定が、登録の取消し要件に該当しないときには、上場会社監査事務所名簿等に、懲戒処分等を受けた旨が、所定の期間開示される²⁰。

新制度では、登録上場会社等監査人に係る情報提供を促進し、もって上場会社等監査人登録制度の透明性の確保に寄与する観点から、懲戒処分等の量定の軽重にかかわらず、懲戒処分等を受けた旨の記載に加え、懲戒処分等を受けた理由についても開示することとする。

④ 中小監査事務所連絡協議会への加入状況の開示

公認会計士制度部会報告では、会計監査の在り方に関する懇談会の論点整理を引き合いに、「上場会社の監査の担い手として十分な能力・態勢が整えられるよう、中小監査事務所に対する体制面・ノウハウ面での支援を講ずるとともに、上場会社の監査を行う監査事務所に対し、より高い規律付けを行う制度枠組みを検討すべきとされている」ことが記載されている。

当協会は、中小監査事務所連絡協議会（以下、本項目において「協議会」という。）を中心に、上場会社の監査に係る支援策を企画し、実行する体制を整備している²¹。協議会による支援の取組は、当該支援を受ける中小監査事務所側の理解・協力があって、初めてその実効性が確保されるものとなるが、このような協議会と中小監査事務所との関係性を踏まえたとき、登録上場会社等監査人であって、中小監査事務所に該当する者²²が、協議会に入会しているかどうかについての情報が開示されることは、情報の利用者にとって有用であるのみならず、協議会の支援の実効性確保の一助になると考えられる。

そこで、登録上場会社等監査人であって、中小監査事務所に該当する者については、協議会の加入の状況についても、登録上場会社等監査人に係る情報開示事項の一項目として整理することとする。

(6) 登録の取消し

改正法第34条の34の9第1項では、「日本公認会計士協会は、登録上場会社等監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。」と、当協会において、登録の取消しについて判断できることが規定されている。当該規定を踏まえ、登録上場会社等監査人

²⁰ 上場細則第22条第1項第3号、第2項第3号及び第3項第2号

²¹ なお、支援策を効果的に実現するに当たり、中小監査事務所連絡協議会の職務として、中小監査事務所の品質管理体制及び監査業務における品質管理の維持及び向上に関する資料又は情報の提供を通じた指導を行うことを、改めて規定化する方向性が検討されている。

²² 「中小監査事務所」とは、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人）及び準大手監査法人（仰星監査法人、三優監査法人、太陽監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人）以外の監査事務所を指す。なお、「監査事務所」とは、公認会計士及び監査法人を指す。

の登録の取消しの判断は、当協会が定める要素について、当該要素が、法令に定められた登録の取消し要件に該当するかどうかを上場会社等監査人登録審査会が判断することをもって決定を行うこととする。

法令に定められた体制整備義務の具体的な事例は次表のとおりであり、上場会社等監査人登録制度に係る細則等において規定する²³。

No.	法令	体制整備義務違反となる具体的なケース
1	施行規則第 87 条第 2 号に定める「上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制」整備義務	登録上場会社等監査人が、正当な理由なく品質管理レビューの実施を拒否した場合のほか、品質管理レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、辞退勧告の措置が講じられた場合
2	施行規則第 87 条第 1 号に定める「上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制」整備義務	登録上場会社等監査人の社員について、継続的専門研修制度における義務の不履行（法定監査業務に従事する会員の必須単位数の未取得を含む。）があった場合（ただし、義務不履行に係る個別の事情については考慮するものとする。）
3	施行規則第 93 条、第 95 条及び第 96 条に定める公表する体制の整備義務	施行規則に規定のあるとおり、登録上場会社等監査人として公表しなければならない事項（監査事務所の品質管理の状況（その評価の結果も含む。）、監査法人のガバナンス・コードの適用状況等）について、公表する体制を整備していない事実が確認された場合
4	施行規則第 94 条に定める体制の整備義務	施行規則に規定のあるとおり、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該業務に関与させる体制を整備していない事実が確認された場合

なお、現行制度では、綱紀審査会の決定に基づく懲戒処分についても、上場会社監査事務所名

²³ なお、表中に記載のケースは、法令に対応し得る要素の代表的な事例である。例えば、通番 3 に記載の「施行規則第 93 条、第 95 条及び第 96 条に定める公表する体制の整備義務」については、公表する体制を整備していない事実が確認された場合のほか、公表はしていても実態を伴ったものでない場合なども、施行規則第 93 条、第 95 条及び第 96 条の義務に抵触し得るものとして、登録の取消しについて判断が行われる。

簿等からの登録の取消し要件として定められている²⁴。懲戒処分は、対象となる会員の会則違反が原因として講じられることとなるが、会則違反事由、すなわち、懲戒処分の原因となる行為を契機として、規制当局（金融庁）においては行政処分が講じられ、当協会においては懲戒処分が講じられるものとして整理され得る。

このような整理を前提とした場合、現行制度における当協会の懲戒処分のうち、上場会社監査事務所名簿等からの登録の取消し要件に該当するレベルのものについては、行政処分の対象となり、結果的に改正法第 34 条の 34 の 6 第 1 項各号に定める要件に抵触している蓋然性が高いと考えられる。

したがって、当協会の懲戒処分を直接の要素として登録の取消しを判断するのではなく、懲戒処分の対象となる行為について、登録の拒否要件に該当する行政処分が行われていることをもって、該当の登録上場会社等監査人の登録の取消しについて、判断を行うこととする。

(7) 「名簿再登録制限者制度」の廃止

名簿再登録制限者制度は、2015 年 7 月の定期総会を踏まえ、新たに導入された。当該制度の導入の目的は、過去の制度において、品質管理レビューの実施結果に基づいて、上場会社監査事務所名簿等から登録が抹消された監査事務所において、その抹消の原因となった業務を行っていた会員が、新たに監査事務所を設立して再度登録事務所名簿に登録申請して監査業務を行う等の事例があり、上場会社監査事務所名簿等から抹消となった効果が実質的に得られない事態が生じていたことが背景にある。

今回の法改正に伴い、当協会は、登録を受けようとする者が法第 34 条の 34 の 6 第 1 項各号に該当する場合には、登録を拒否しなければならないこととされているが、現行制度において名簿再登録制限者の指定要件とされていた事項が、事実上、登録拒否事由として法定化されることとなった。このように、名簿再登録制限者制度の趣旨については、登録の拒否要件として法定化されていると考えられることから、名簿再登録制限者制度については廃止する。

なお、施行規則第 87 条第 1 号ロ(2)では、申請者（監査法人にあっては、社員の過半数）が、「協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定（申請書の提出日前 3 年以内に行われたものに限る。）を受けた者でないこと又は当該認定を受けた監査法人の社員（当該認定の原因となった監査証明業務に係る令²⁵第 14 条の 2 各号に掲げる者に限る。）であった者でないこと」が定められている。当該要件に抵触した場合、上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者は、法第 34 条の 34 の 6 第 1 項第 5 号の「監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制」が整備できていないものとして、その登録が拒否されることとなる。

このとき、「協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定（申請書の提出日前 3 年以内に行われたものに限る。）を受けた者でないこと」に関しては、当協会の品質管理レビューを実施した結果、

²⁴ 上場細則第 22 条第 1 項第 2 号

²⁵ 公認会計士法施行令を指す。

極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、辞退勧告の措置が講じられた場合として、当協会の自主規制の体系において規定化する。

(8) 審査申立ての対象からの除外

現行制度では、品質管理委員会が、上場会社監査事務所名簿等への登録を認めない決定又は登録の取消しの決定を行った場合、当該決定を申し渡された会員は、適正手続等審査会（以下「適正審」という。）に対し、審査申立てを行うことができる²⁶。

しかしながら、今回の法改正に伴い、登録の拒否又は登録の取消しを受けた者は、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる²⁷。このため、会員は、適正審に対して審査申立てを行わずとも、登録の拒否又は登録の取消しの決定について審査請求を行うことができるようになる。

上記を踏まえ、登録の拒否又は登録の取消しの決定については、適正審における審査申立ての対象とはせず、上場会社等監査人登録審査会の審査結果をもって協会としての終局的な判断とすることとする。

(9) 自主規制モニター会議との関係性

当協会は、自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、もって公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、自主規制モニター会議を設置している²⁸。

自主規制モニター会議は、協会が実施する自主規制の制度が適切に機能し、社会からの理解が得られるものとなるよう、その運営状況をモニタリングし、大局的な視点で意見を述べ、又は助言を行うことを職務としている。

(1)に記載のとおり、上場会社等の監査について、法律上の登録制が導入されることにより、上場会社等監査人名簿への登録又は登録の取消しを審議する会議体として、上場会社等監査人登録審査会を設置し、当該会議体の職務として、登録の可否の判断及び登録の取消しの審査を行うこととしている。上場会社等監査人登録審査会を通して、当協会が上場会社等の監査の担い手に対して高い規律付けを求めていくためには、職業専門家団体としての自立性ととも、十分な独立性及び透明性を確保することが必要である。

また、法改正に当たっての国会審議においても、自主規制モニター会議が新制度において果たす役割について言及されているところである。

このため、上場会社等監査人登録審査会の運営についても、自主規制モニター会議におけるモニタリングの対象とする。

3. 新制度の適用に当たって：法令上の経過措置を受ける場合の方法

改正法の附則では、改正法公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から、新制度が施行されることが定められている²⁹。

²⁶ 会則第 100 条第 2 項第 2 号第 1 号及び第 2 号

²⁷ 改正法第 34 条の 34 の 7 及び第 34 条の 34 の 9 第 2 項

²⁸ 会則第 109 条

²⁹ 附則第 1 条

現行制度において、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所であっても、新制度において上場会社等の監査を行おうとする場合には、改正法令等の定めに基づき、改めて上場会社等監査人名簿への登録申請を行わなければならない。このとき、改正法の附則では、改正法の施行日時点において、上場会社等の監査証明業務（金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明に係るものに限る。）を行っている者であれば、附則の定めるところにより、所定の事項について、所定の期間内に当協会に届出を行えば、施行日から起算して 1 年 6 か月の間は、改正法の規定にかかわらず、上場会社等の監査証明業務を行うことができることが、経過措置として定められている³⁰。

経過措置を受けるための届出の方法、及び、届出と新制度に基づく登録の申請との関係性は、以下**枠内**のとおりである。

【経過措置を受けるための届出³¹】

- ・ 施行日から起算して 2 週間以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を日本公認会計士協会に届け出なければならない。
 - 1 公認会計士 次に掲げる事項
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 事務所の所在地
 - 2 監査法人 次に掲げる事項
 - (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
 - (3) 公認会計士法第 34 条の 27 第 1 項第 2 号ロに規定する登録有限責任監査法人にあっては、同法第 34 条の 26 第 1 項第 2 号に掲げる事項

³⁰ 附則第 3 条

³¹ 附則第 4 条

登録制度に係る制度変更

1. 法改正の背景

(組織内会計士の勤務先の登録)

近年、監査事務所以外の会社や行政機関等に勤務する公認会計士が増加している。監査及び会計の専門家である公認会計士が、その会計的知見を活かして財務報告の作成に携わることにより、財務報告の信頼性向上に貢献していることについて社会からも認められていることが、この動きの一つの要因であると認識している。当協会としても、組織内会計士を支援する施策を行っていくため、2012年から当協会の会則上の組織として「組織内会計士協議会」を設置し、組織内会計士の資質の維持・向上の取組を進めてきた。

一方、公認会計士の登録事項は、監査法人での勤務又は監査事務所の開業を前提とした制度的枠組みとなっていたため、組織内会計士は自宅を個人事務所として登録する例が多く見られていたところである。組織内会計士の勤務実態が適切に反映されていない現状に対し、当協会が組織内会計士の勤務先を把握し、その状況に応じて実践的で有用な指導・支援を行うことにより、組織内会計士の資質の向上に加えて、更なる財務報告の信頼性の確保につなげていくため、監査事務所以外の勤務先を追加する法改正を要望した。

(変更登録義務違反・継続的専門研修の義務違反による登録抹消)

公認会計士法に定める公認会計士の基本的な義務として、公認会計士法第20条に変更登録の義務及び同法第28条に継続的専門研修の受講義務がある。登録されたまま所在不明となっている公認会計士や、累次にわたる指導等を受けてもなお、研修履修義務を履行しない公認会計士がごく少数ではあるが存在する。これらの義務を怠ることは、公認会計士制度全体の信頼を棄損する可能性があることから厳格な対応が必要であり、また、これらの義務の履行の有無は、当協会において客観的に判断することができるものであるため、当協会において必要な調査・審査の上、公認会計士登録を抹消する権限を付与する法改正を要望した。

当協会が要望したこれらの内容は、①能力発揮に向けた環境整備（組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策等）、②能力向上に向けた環境整備（継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上等）として公認会計士制度部会報告に盛り込まれ、法改正に至った。

2. 登録制度に関する規定の改正の主なポイント

(1) 能力発揮に向けた環境整備（組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策等）に関する事項

今般の法令改正により、日本公認会計士協会において組織内会計士向けの実践的・有用な指導・支援の充実に向けた環境整備の一環として、公認会計士が、監査事務所以外の会社その他の者に勤務しているとき、又はその役員若しくはこれに準ずる者であるときは、その名称及び所在

地等を公認会計士名簿へ登録することが定められた。これにより、登録された会社その他の者の名称及び所在地等に変更が生じたときは、変更登録義務が生じることになる。

一方で、従前と同様、「自らその業務を営む場合」に該当する場合には、公認会計士等登録規則案（内閣府令案）第 2 条第 3 号イにより「その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地」を登録することが必要となっている。

公認会計士名簿に会社その他の者の名称及び所在地等が登録されることを受けて、関係する協会規定を変更する。

(会則変更内容)

- ・ 会員登録名簿の記載について定める会則第 17 条に「会社その他の者の名称及び所在地」を追加する。

(2) 能力向上に向けた環境整備（継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上等）に関する事項

今般の法令改正では、継続的専門研修の確実な受講を促すことが重要であることから、公認会計士の登録抹消に関する規定を改め、次については新たに資格審査会の議決に基づき、登録を抹消することができるとされた。また、登録抹消された者は、当該処分に対する不服があるときは、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、審査請求をすることができるとされている。

ア． 3 年以上の期間にわたり継続的専門研修を受けていないとき（法第 21 条第 2 項第 3 号）

イ． 2 年以上継続して所在が不明であるとき（法第 21 条第 2 項第 4 号）

ウ． 不正の手段により登録を受けたとき（法第 21 条第 2 項第 1 号）

登録抹消の手続等

アについては、継続的専門研修制度協議会（以下「CPE 協議会」という。）において会員が改正公認会計士法第 21 条第 2 項第 3 号に該当したことを認定した場合、登録審査会における審査を開始することができるように、協会規定を改正する。

アからウについてはいずれも登録審査会の審査を経て、資格審査会で登録抹消できるように手続を定めるとともに、その判断基準なども定めるようにする。また、登録拒否の審査手続についても併せて見直すとともに、改正公認会計士法により影響する会員の退会等の事由を定めている協会規定も変更する。

なお、外国公認会計士の会員並びに会計士補及び特定社員等の準会員の規定も同様に変更する。

(会則変更内容)

- ・ CPE 協議会において会員が改正公認会計士法第 21 条第 2 項第 3 号に該当したことを認定した場合、登録審査会における審査を開始することができるように、会則第 130 条（CPE 協議会の職務）を変更する。

- ・ 登録抹消は会員の不利益処分にあたるため、その手続については行政手続法を参考にするとともに、登録拒否については新設される上場会社等監査人登録制度における登録拒否を踏まえて、会則等に必要な見直しを行う。
- ・ 会員の退会の事由を定める会則第 15 条に「法第 21 条第 2 項各号」を追加する。
- ・ 公認会計士の登録の抹消事由を定める会則第 32 条に「法第 21 条第 2 項各号」を追加する。

会計教育に係る制度変更

1. 法改正の背景

当協会においては、2016年定期総会において会則を変更して会計基礎教育に取り組むことを明記し、会計基礎教育推進会議を設置して本格的に活動を始めた。

会計基礎教育推進会議は、会計基礎教育の取組を一層積極的に推進していくためには、会計リテラシーの重要性や協会の取組の位置付けを何らかの公的な形で明文化することが必要であることから、公認会計士法に協会の事業として会計基礎教育に関する規定を設けることを提案した（2020年8月5日付け報告書「会計基礎教育事業の在り方について」）。

2021年12月13日開催の金融審議会公認会計士制度部会において、協会の会計基礎教育の取組を説明するとともに、上記提案に沿って協会の会計基礎教育事業の法定化を要望した。

その結果、2022年1月4日付け公認会計士制度部会報告では、「会計に関する教育・啓発活動」（Ⅲ2(3)）の内容が盛り込まれ、これを受けた改正公認会計士法では、協会の会則記載事項（第44条第1項）として「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」（第15号）が新たに規定された。

2. 今後の取組の方向性

（従来からの取組の拡充）

現在の会計基礎教育の取組は、次の3つの柱で構成されている。

- ・ 広く会計リテラシーの普及に資するツール・PR素材の制作
- ・ 新学習指導要領解説で取り上げられた会計リテラシー教育に関する学校の教員への支援
- ・ 会員が希望者を募ったり学校を訪問したりして提供する講座（ハロー！会計など）

公認会計士制度部会報告では、「日本公認会計士協会に対して会計教育の一層の推進を求めていくべきである」とされており、当協会としては、法定化を要望した経緯も踏まえ、単にこれらの取組を継続するだけではなく、更に拡充していく必要がある。

特に、学習指導要領解説で取り上げられ学校教育で取り扱われるようになっており、協会及び業界のリソースを考慮すると、効率的・効果的な取組の拡充のためには、学校の教員への支援やPR素材の開発は喫緊の課題であり、一層注力していくべきである。

（公認会計士制度に関する普及等の取扱い）

これまで会計基礎教育の取組とは一線を画していた公認会計士制度に関する普及・啓発についても、今後は法定化された会計教育の枠組みで扱うことが適当である。かつては、特定の職業の紹介が教育現場であまり歓迎されていなかったという状況があり、会計リテラシー普及活動の妨げになってはならないという理由から、あえて公認会計士制度に関する内容は分別してきた。しかし、昨今では、学校教育においてキャリア教育が重視されるようになり、職業紹介も授業の中で積極的に取り入れられるようになってきている。このような状況を踏まえて、従来の枠組み

を見直し、公認会計士制度に関する普及・啓発を会計教育の枠組みで実施することとする。

(会員の意識の向上)

当協会の取組を充実し多様なものにするだけでなく、社会に十分に認知される必要がある。そのためには、まずは監査法人を含め会員全体が会計教育活動の意義と当協会の取組を把握し自ら当事者という意識を高めていけるよう、意識の向上に取り組んでいく。

また、当協会が行う会計教育活動の意義、社会における会計の重要性、会計教育を取り巻く環境等を十分に理解した会員に「会計リテラシー・アンバサダー」(仮称)の称号を付与し、会計教育に関する協会と協会外のコミュニティとの橋渡し役を担う会員を養成することも検討する。

(取組の推進・運営体制)

現状では、会計基礎教育推進会議を設置して、基本方針の作成、事業の統轄、重要事項の決定を担っている。そして、詳細な事項は部会を設置して検討している。また、ハロー！会計などの実施は地域会が担っている。

今後、取組の充実に伴い、部会の構成や部会に参画する会員等の規模を検討する必要があるが、基本的に現行の枠組み(合議体での推進体制及び親会・部会の構成)を踏襲することが適当である。なお、地域会との協働が必要な部分については、これまでの蓄積を踏まえた上で、事業執行プロセスや意思疎通の在り方、事務処理の方法について検討する必要がある。

また、今後の取組の充実を考慮すると、事務局体制を拡充する必要がある。

3. 会則変更の内容

当協会の会計基礎教育の取組については、現行会則では法律に根拠を持たない自主的なものとして「第3章その他」に、取組の趣旨とその運営をつかさどる会計基礎教育推進会議の設置のみを規定している。

法改正により会則に定めることとされた「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」の内容として、少なくとも、当協会の取組の方向性や事業内容、運営体制を一定程度明確にする規定を設ける必要があると考えられる。

具体的には、前記2を踏まえ、次のような規定を設けることが適当である。

(1) 協会事業として明記

協会の事業を定める第3条に「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動を行うこと。」を加える。

(2) 事業の実施

- ① 協会は、会計に関する基礎的な素養(以下「会計リテラシー」という。)の定着と会計の有用性に関する認識向上を図るため、会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(以下「会計教育活動」という。)を行う。
- ② 具体的な活動内容は、おおむね次のとおりとする。
 - ア. 会計リテラシーの普及及び啓発のための資料の作成
 - イ. 学校その他の機関が行う会計リテラシーに関する教育の支援

- ウ. 会計リテラシー普及のための講座の開講、周知及び広報
- エ. 公認会計士制度の普及・啓発のための講座の開講、周知及び広報
- オ. 会計教育活動に関する会員意識向上のための資料の作成、周知及び広報
- カ. その他目的達成に必要なもの

(3) 運営体制

- ① 次の事項を職務とする会計教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
 - ア. 会計教育活動に関する基本方針を定めること。
 - イ. 会計教育活動を統轄すること。
 - ウ. 会計教育活動に関し企画立案すること。
- ② 推進会議の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。なお、細則においては、次の事項を定めることを想定している。
 - ア. 推進会議の組織 議長及び委員若干人。委員には会員外の有識者を含む。
 - イ. 専門部会の設置 活動内容ごとに専門部会を設置することができることとする。
 - ウ. 要領の制定 活動内容ごとに要領を制定し、活動の内容を透明化する。

以 上